

第40回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月19日(金)
午前10時(受付開始予定:午前9時)

場所

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー4階
JPタワー ホール&カンファレンス

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

お土産に関するお知らせ

本年から、株主総会にご来場の株主様にお配りしておりました
お土産はとりやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスに関するお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様には可能な限り書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。また、株主総会にご来場される場合は、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、株主総会運営メンバーについても、マスク着用で対応させていただく予定であります。何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

目次

■ 第40回定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内 (添付書類)	3
■ 事業報告	
I 会社の現況に関する事項	5
II 会社の株式に関する事項	12
III 会社の新株予約権等に関する事項	13
IV 会社の役員に関する事項	15
V 会計監査人に関する事項	18
VI 会社の体制および方針	19
■ 計算書類	
貸借対照表	25
損益計算書	26
株主資本等変動計算書	27
個別注記表	28
■ 監査報告書	
会計監査人の監査報告書謄本	44
監査役会の監査報告書謄本	46
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	47
第2号議案 取締役7名選任の件	48
第3号議案 監査役4名選任の件	57
■ 株主総会会場ご案内図	

証券コード 7164
2020年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目1番1号

全国保証株式会社

代表取締役社長 石川英治

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2020年6月18日（木曜日）の午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 4階
J Pタワー ホール&カンファレンス
3. 会議の目的事項
報告事項 第40期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。
- (2) 議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (3) インターネット等により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (4) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な行使として取扱います。

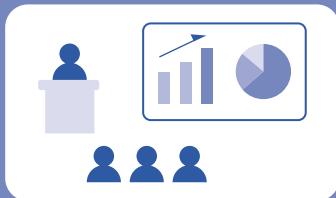
以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.zenkoku.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎当日は、節電への対応として、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（47頁～61頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2020年6月19日（金曜日）
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月18日（木曜日）
午後5時

インターネット等による議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

[<https://www.web54.net>]

行使期限

2020年6月18日（木曜日）
午後5時

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
全国保証株式会社 御中

議決権行使個数 個

議案	第1号議案	第2号議案 (不連続)	第3号議案 (不連続)
賛成	○	○	○
反対	○	○	○

見本

全国保証株式会社

各議案の賛否をご表示ください。

<第1号議案>

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

反対の場合・・・「否」の欄に○印

<第2号議案・第3号議案>

全員賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

全員反対の場合・・・「否」の欄に○印

一部の候補者を反対する場合

「賛」の欄に○印をし、右欄に反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等*による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って議決権をご行使ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- (2) 行使期限は、2020年6月18日（木曜日）午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。
- (3) インターネットにより重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (4) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使として取扱います。
- (5) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次の株主総会時は新たに発行いたします。
- (6) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**三井住友信託銀行株式会社**までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

電話番号 0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時）

(2) 上記以外の事項に関するお問い合わせ先

電話番号 0120-782-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く））

*議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 経済環境および事業環境

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が継続し緩やかな回復を見せておりましたが、諸外国の通商問題や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、先行き不透明な状況となりました。

住宅市場につきましては、政府の住宅取得支援策や住宅ローンの低金利環境の継続により、新設住宅着工戸数のうち持家、分譲住宅の合計は、前年同期並みとなったものの、相次ぐ自然災害や消費税率引き上げなどによる消費者マインドの低下により、2019年10月以降は弱含みで推移しました。また、住宅ローン市場におきましても、住宅市場同様に弱含みで推移しました。

(2) 事業の概況

このような事業環境のもと、当社は中期経営計画「Best route to 2020」の最終年度として「事業規模の拡大」、「企業価値の向上」ならびに「事業領域の拡大」の課題を中心に各種施策に取り組んでまいりました。

事業規模の拡大におきましては、既存提携金融機関との利用率向上および未提携金融機関との新規契約締結に取り組んでまいりました。既存提携金融機関との利用率向上につきましては、提携金融機関と当社のデータをつなぐシステムの利用先増加のための提案活動に努めたほか、当社保証商品についての説明会や営業店への訪問活動を展開しました。また、例年ご好評いただいているキャンペーンを実施し、住宅ローン獲得に向けた営業推進にお役立ていただきました。未提携金融機関との新規契約締結におきましては、継続的な営業活動を展開した結果、当事業年度において銀行1行、信用組合1組合、JA3組合、JF1組合の合計6機関と契約締結に至りました。また、他の保証会社の株式を買い取り子会社化することにより、既存住宅ローン市場における事業規模拡大に取り組みました。

企業価値の向上におきましては、経営の透明性や対外的な信用を高めることを目的に国内信用格付機関より、Aレンジの信用格付を新規に取得しました。また、システム化による業務効率化の取り組みを継続したほか、働きやすい環境整備への取り組みを行うなど、活力ある企業風土の醸成に努めました。

事業領域の拡大におきましては、当社求償債権の管理・回収業務の一部を委託している子会社の運営体制強化のための取り組みを継続しました。

こうした取り組みの結果、営業収益は45,203百万円（前期比4.6%増）となりました。利益につきましては、営業利益は35,379百万円（前期比3.4%増）、経常利益は35,760百万円（前期比1.7%増）、当期純利益は24,430百万円（前期比1.2%増）となり、増収増益となりました。

なお、第40期における当社の保証実績は次表のとおりです。

（単位：機関、件、百万円）

区 分	2016年度 第37期	2017年度 第38期	2018年度 第39期	2019年度 第40期
提携金融機関数	738	746	750	739
新規保証実行件数	71,777	68,073	68,311	67,003
新規保証金額	1,689,725	1,666,315	1,722,629	1,732,416
期末保証債務残高	10,890,638	11,789,304	12,717,625	13,706,421

（注）1.新規保証実行件数および新規保証金額は、民間金融機関住宅ローン保証における実績であります。

2.第40期の期末保証債務残高は、当社子会社である東和信用保証株式会社の90,397百万円を含んでおります。

2. 設備投資の状況

該当事項はございません。

3. 資金調達等についての状況

当社は、格付取得と強固な財務基盤構築を目的に劣後特約付シンジケートローンにより30,000百万円を調達いたしました。

4. 事業の譲渡等の状況

- (1) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はございません。
- (2) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はございません。
- (3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はございません。
- (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、2020年2月28日に東和信用保証株式会社の全株式を取得しております。

5. 財産および損益の状況の推移

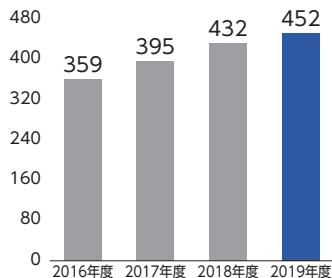
(単位：百万円)

区 分	2016年度 第37期	2017年度 第38期	2018年度 第39期	2019年度 第40期
営 業 収 益	35,918	39,599	43,204	45,203
経 常 利 益	29,001	31,974	35,169	35,760
当 期 純 利 益	19,530	22,052	24,134	24,430
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	284円04銭	320円71銭	350円92銭	355円17銭
純 資 産	90,149	108,127	126,998	145,049
総 資 産	263,352	294,137	321,232	372,968

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

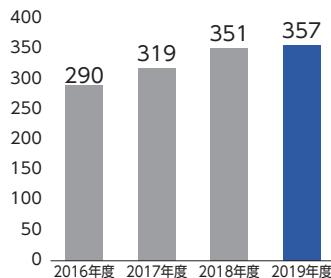
■ 営業収益

(単位：億円)



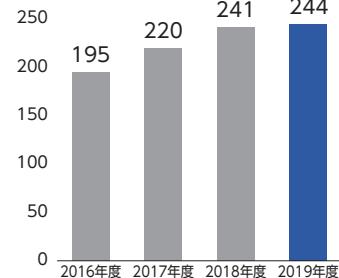
■ 経常利益

(単位：億円)



■ 当期純利益

(単位：億円)



■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



■ 純資産

(単位：億円)



■ 総資産

(単位：億円)



6. 対処すべき課題

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、お客様の夢と幸せの実現をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、全てのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することで企業価値の向上および持続的な発展・成長を目指しております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略および課題

当社を取り巻く環境といたしましては、長期的には少子高齢化に伴う人口・世帯数の減少により新築住宅市場の縮小が見込まれるものの、当面は現在の新設住宅着工戸数の水準が続くことが見込まれることに加え、中古・リフォーム市場の活性化も予想されます。

こうした事業環境を踏まえ、当社では2020年度から2022年度の3年度を計画期間とする中期経営計画「Beyond the Border」を策定しております。この中期経営計画では、「積み上げた信用と信頼を礎とし、国内トップの保証会社として確固たる地位を確立する」をビジョンに掲げ、①事業規模拡大、②事業領域拡大、③企業価値向上、の3つの基本方針に基づき各種施策を行ってまいります。

【事業規模拡大】

国内の民間金融機関による住宅ローンは、新規貸出額が年間約18兆円、既存貸出残高が約174兆円という巨大な市場規模であり、当社が保証債務残高を更に拡大できる余地は十分に存在しております。

当社は、市場シェアを拡大するため、700を超える提携金融機関との取引深耕ならびに未提携金融機関との提携数増加による従来の営業基盤強化に加え、金融機関以外の企業との連携により住宅ローン申込チャネルを新しく開拓することで事業規模の拡大を図ってまいります。また、既存貸出市場の拡大施策として、他保証会社からの保証債務承継などにより保証債務残高の増加に取り組んでまいります。

【事業領域拡大】

当社の中核事業である住宅ローン保証事業につきましては、今後も着実な成長が可能と捉えております。当社は、独自の強みを活用することにより事業領域の拡大を図り、収益源の多様化を目指してまいります。

具体的には、これまでの信用保証事業で構築した営業基盤を活用し、子会社サービスの事業規模拡大を図るほか、信用保証事業と親和性の高い事業分野への進出を検討してまいります。また、海外展開についても、地域選定や他企業との協業可能性などを長期的観点から研究してまいります。

【企業価値向上】

当社の保証債務残高は13兆円を超える規模となっており、企業としての社会的責任は益々増していると認識しております。当社は非財務情報の充実や経営資源の有効活用、業務効率化推進により企業価値を高めてまいります。また、持続的な成長の実現に向けて、住宅ローン信用保証事業を通じて社会課題の解決に貢献を図るべく、SDGsへの取り組み方針を策定のうえ実行してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

7. 主な事業内容

事業区分	区 分
信用保証事業	住宅ローン保証 教育ローン保証 カードローン保証

8. 主要な事業所

区 分	店舗名・会社名	所 在 地
当 社	本社	東京都千代田区
	本店営業第一部	東京都千代田区
	本店営業第二部	東京都千代田区
	札幌支店	北海道札幌市中央区
	仙台支店	宮城県仙台市青葉区
	横浜支店	神奈川県横浜市西区
	新潟営業所	新潟県新潟市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中区
	金沢支店	石川県金沢市
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	広島支店	広島県広島市中区
	高松営業所	香川県高松市
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
	宮崎営業所	宮崎県宮崎市
子会社	株式会社全国ビジネスパートナー	東京都中央区
	あけぼの債権回収株式会社	東京都千代田区
	東和信用保証株式会社	群馬県前橋市

9. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
257名	1名(増)	36.4歳	9年3ヵ月

- (注) 1. 従業員とは執行役員3名を含む正社員を指し、社外への出向者17名を含んでおりません。
2. 従業員数には契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員の合計75名を含んでおりません。

10. 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
シンジケートローン	30,000百万円

(注) シンジケートローンは、銀行5行の協調融資によるものです。

11. 重要な親会社および子会社の状況

- (1) 親会社との関係
該当事項はございません。

- (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社全国ビジネスパートナー	9百万円	100%	事務の請負・受託・代行業
あけぼの債権回収株式会社	5億16百万円	100%	債権回収業に関する特別措置法に基づく債権回収業
東和信用保証株式会社	4億95百万円	100%	信用保証事業

(注) 当社子会社は上記3社のみであり、非連結対象会社であります。

- (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はございません。

12. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

II 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数

160,000,000株

2. 発行済株式の総数

68,871,790株

3. 当事業年度末の株主総数

30,642名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
富国生命保険相互会社	6,200,000	9.01
明治安田生命保険相互会社	6,200,000	9.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,310,100	6.26
太陽生命保険株式会社	4,271,000	6.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,996,900	4.35
SMBC日興証券株式会社	1,655,200	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,151,100	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,130,900	1.64
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,089,737	1.58
第一生命保険株式会社	1,074,800	1.56

（注）持株比率は、自己株式423株および株式給付信託（J-ESOP）信託口が保有する83,845株を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第1回株式報酬型 新株予約権	第2回株式報酬型 新株予約権	第3回株式報酬型 新株予約権
発行決議日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
役員の保有状況	687 個(2名)	521 個(3名)	671 個(3名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	687 個(2名)	521 個(3名)	671 個(3名)
うち社外取締役	—	—	—
うち監査役	—	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	普通株式 6,870 株	普通株式 5,210 株	普通株式 6,710 株
新株予約権の行使時に 払込をすべき金額	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	2014年7月24日から 2044年7月23日まで	2015年7月23日から 2045年7月22日まで	2016年7月21日から 2046年7月20日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

	第4回株式報酬型 新株予約権	第5回株式報酬型 新株予約権	第6回株式報酬型 新株予約権
発行決議日	2017年6月16日	2018年6月15日	2019年6月14日
役員の保有状況	542 個(3名)	674 個(4名)	833 個(4名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	542 個(3名)	674 個(4名)	833 個(4名)
うち社外取締役	—	—	—
うち監査役	—	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	普通株式 5,420 株	普通株式 6,740 株	普通株式 8,330 株
新株予約権の行使時に 払込をすべき金額	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	2017年7月20日から 2047年7月19日まで	2018年7月19日から 2048年7月18日まで	2019年7月18日から 2049年7月17日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

(別記)

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下、「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - (i)相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - (ii)相続承継人は、相続開始後10ヵ月以内かつ前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間の最終日までに、当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - (iii)相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヵ月以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

2. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

IV 会社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況

(1) 会社役員の状況

(2020年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
石川英治	代表取締役社長	
山口隆	専務取締役	あけぼの債権回収株式会社 代表取締役社長
青木裕一	常務取締役	株式会社全国ビジネスパートナー 監査役 東和信用保証株式会社 代表取締役社長
浅田慶一	取営業本部長	
上條正仁	取締役 (社外取締役)	伯東株式会社 社外取締役
永島義郎	取締役 (社外取締役)	株式会社カナデン 社外取締役 あけぼの債権回収株式会社 監査役
藤野護	常勤監査役	
日野正晴	監査役 (社外監査役)	弁護士 ウエルス・マネジメント株式会社 社外取締役
羽田靖	監査役 (社外監査役)	

- (注) 1. 取締役 上條正仁氏、永島義郎氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 日野正晴氏、羽田靖氏は社外監査役であります。
 3. 監査役 目黒謙一氏は、2019年12月2日に逝去により退任いたしました。
 4. 監査役 目黒謙一氏は、大蔵省 (現 財務省) ・金融庁における長年の経験があり、財務および会計に関する知見を有しておりました。
 5. 取締役 上條正仁氏、永島義郎氏ならびに監査役 日野正晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

区 分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞与	ストック・オプション
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	194百万円 (17百万円)	135百万円 (14百万円)	28百万円 (3百万円)	30百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	44百万円 (14百万円)	36百万円 (12百万円)	7百万円 (2百万円)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	10名 (4名)	239百万円 (32百万円)	171百万円 (26百万円)	36百万円 (5百万円)	30百万円 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等限度額は、2006年6月28日開催の第26回定時株主総会において、月額500万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議いただいております。賞与も当該報酬限度額の枠内にて支給しております。
2. 監査役の報酬等限度額は、2006年6月28日開催の第26回定時株主総会において、月額200万円以内と決議いただいております。賞与も当該報酬限度額の枠内にて支給しております。
3. スtock・オプションとして取締役に支払う報酬額は、2014年6月20日開催の第34回定時株主総会において、年額920万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議いただいております。
4. スtock・オプションの額は、スtock・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。
5. 当事業年度末日現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。上記の監査役の員数との相違は、2019年12月2日に逝去により退任した監査役1名を含めているためです。
6. 上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は4,495千円です。

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等

氏 名	地位	重要な兼職の状況
上 條 正 仁	社外取締役	伯東株式会社 社外取締役
永 島 義 郎	社外取締役	株式会社カナデン 社外取締役 あけぼの債権回収株式会社 監査役
日 野 正 晴	社外監査役	弁護士 ウェルス・マネジメント株式会社 社外取締役

- (注) 1. あけぼの債権回収株式会社は当社の完全子会社であります。
2. その他兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

(2) 社外役員の事業年度における主な活動状況

氏名	地位	発言状況
上 條 正 仁	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に金融および企業経営に関する豊富な経験と高い見識を生かして取締役会において活発に質問し、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。
永 島 義 郎	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識を生かして取締役会において活発に質問し、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。
日 野 正 晴	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回および監査役会13回の全てに出席しております。取締役会および監査役会においては、主に法曹としての専門的見識・豊富な経験に基づき、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
羽 田 靖	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回および監査役会13回の全てに出席しております。取締役会および監査役会においては、主に金融問題に取り組んできた専門的な見識・経験に基づき、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

(3) 社外役員とその他利害関係

当社は社外役員との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。また、当社または当社特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）は、各社外役員との間で親族関係、取引関係その他の利害関係はありません。

3. 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社定款において、業務執行取締役であるものを除く取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定めており、上條正仁、永島義郎、日野正晴、羽田靖の各氏との間で責任限定契約を締結しております。また、2019年12月2日に逝去により退任いたしました目黒謙一氏との間でも同契約を締結しておりました。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役のいずれも200万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額となります。

4. 社外役員の独立性に関するその他の情報

当社は、社外取締役の独立性判断基準について、「コーポレートガバナンス基本方針」において、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に抵触しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況や報酬見積りの算出状況を確認および検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的かつ妥当な水準であると判断し同意しました。
2. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度における監査業務の報酬の額として、これらの総額にて報酬等の記載を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

5. 責任限定契約

該当事項はございません。

Ⅵ 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月1日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、直近では2018年2月5日開催の取締役会にて一部改定いたしております。

その内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役会および取締役は、法令等遵守を基本理念とする「企業倫理規範」および「行動規範」に基づき、法令等遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底する。
 - ②取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの統括部署・責任者および監視機関であるコンプライアンス委員会の設置など、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
 - ③取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、事業年度毎に具体的な実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定する。また、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備する。これらについて、研修等を通じ意識の醸成に努め、コンプライアンスの実効性を高める。
 - ④取締役会および取締役は、「内部通報規程」に基づき、当社内部のほか、外部に委託する第三者機関を通報窓口として設ける。役職員がコンプライアンスに関して重要な事実を発見した場合には、これらを活用して適切な対応を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①「文書管理規程」および関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存および管理を行う。
 - ②取締役および監査役は、常時これらの文書および電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
 - ①取締役会および取締役は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの統括部署・責任者および監視機関であるリスク管理委員会の設置など、リスク管理体制の整備・強化を図る。

- ②取締役会および取締役は、業務運営上内包する各種リスクに対応するため、「統合リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク）のリスク量を計量統合し、経営体力（リスク資本）と比較しながらリスクをコントロールすることで、収益性等とのバランスの取れたリスク管理を行う。
 - ③「危機管理規程」、「業務継続規程」に基づき、危機管理の徹底、業務中断の場合の早期業務運営回復により対外的信用維持に努めるなど、危機管理体制の充実・強化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえたうえで、経営課題を明確にし、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - ②取締役会および取締役は、中期経営計画の主旨に基づき、毎期、事業部門（部店）毎の業績目標と効率的な予算を設定し、遂行・達成するためのPDCAサイクルを機能させるため、これらの運営の基礎となるリスクや収益力に応じた各事業部門へ経営資源の適切な配分を行う。
 - ③各事業部門（部店）における事業計画の遂行状況は、定期的に取り締役にに対して報告し、必要に応じて対応を協議し対策を講じる。
 - ④月次実績については、計画対比の実績を毎月の取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告ならびに計画達成のための対策について協議を行う。
 - ⑤各事業部門（部店）を担当する取締役は、業務の分掌および職務の権限に関する規定を整備し、各事業部門（部店）に連携させつつ、牽制機能が有効に発揮される効率的な業務運営を実施する。
- (5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確立する。特に、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策や指導、支援を実施し、これらの結果について親会社へ報告するシステムを確立する。
 - ②子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制を確立する。
 - ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確立する。
 - ④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ①取締役は、監査役の監査を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。
 - ②監査役スタッフに任命された職員は、監査役の監査を補助する職務に専念する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役スタッフに関する人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ②監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。
- (8) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ①取締役および職員が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、監査役に速やかに報告する体制を整備する。
 - ②子会社の取締役、監査役、職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、子会社の取締役または職員は監査役に対して、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、速やかに報告する体制を整備する。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①内部通報制度の信頼性確保のため、当該報告により通報した者が不利な取扱いとなることを禁止し、その旨を役職員に周知・徹底する。
- (10) 当監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ①監査役は、「監査役監査基準」に基づき、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に請求することができる。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ②監査役、監査部・会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果、その他業務に関する意見交換を行う。
- (12) 財務報告に係る信頼性と適時・適切に提供するための体制
- ①金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に対応するため、株主を始めとする全てのステークホルダーに対し、信頼性の高い財務報告を適時・適切に提供する。
 - ②財務報告に係る内部統制の役割の重要性を認識し、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備および運用に努める。
 - ③財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、関連する一連の作業等を行う担当部署を定める。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ①暴力、威力と詐欺的手法により経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサス確立を図る。
 - ②取締役および職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制について、運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する事項

- ・「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスプログラムを策定のうえ、定期的な社内研修、職階に応じた階層別の教育および定期テストを実施し、役職員への理解浸透と意識向上に努めております。
- ・コンプライアンス委員会を原則月1回開催し、コンプライアンスプログラムの推進状況を監視するとともに、コンプライアンスに関わる重要事項を審議決定のうえ、取締役会へ報告を行っております。
- ・「内部通報規程」に基づき、社内通報窓口に加え、弁護士事務所など複数の社外通報窓口を設け、相談体制の強化を図っております。

(2) リスクに関する事項

- ・リスク管理委員会を原則月1回開催し、各種リスクの発生状況、管理状況およびリスク管理体制の整備状況についての検証に加え、統合リスク管理制度を活用した分析など様々な観点からリスク分析を行い、取締役会へ報告を行っております。
- ・自然災害等により事業の中断等の危機が発生した場合に、危機対策本部を設置することなどを定めた「危機管理規程」や、業務再開等のあり方などを定めた「業務継続規程」を整備することにより、危機に備えた体制を構築しております。

(3) 取締役の職務の執行に関する事項

- ・取締役の職務の執行に係る文書については、「文書管理規程」および関連細則等に基づいて適切な保存および管理を行い、常時、取締役および監査役が閲覧できる状態にあります。
- ・取締役会は、事業計画の進捗状況については四半期毎、予算計画との実績比較については毎月報告を受け、取締役の効率的な職務執行を監督しております。また、計画との乖離が生じている場合には、必要に応じて対応を協議しております。

(4) 監査役に関する事項

- ・監査役の監査を補助することを職務とする専任の監査役スタッフを1名任命しており、円滑な監査役の活動を支援しております。また、監査役スタッフの人事については、監査役との協議のうえで決定し、独立性を確保しております。

- ・常勤監査役は、監査役会で策定された監査方針・計画に基づき、取締役会および経営会議などの重要会議へ出席し、必要に応じて社内各部署に対するヒアリング、報告等を通じて経営全般および個別事案に関して取締役の職務執行を監査しております。また、代表取締役社長、会計監査人および監査部との間で、それぞれ月1回の会合を設け、意見交換を実施しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	204,500	流動負債	29,910
現金及び預金	191,595	前受収益	16,687
求償債権	13,652	預り金	33
有価証券	5,731	未払金	1,156
未収入金	266	未払法人税等	5,665
前払費用	52	賞与引当金	303
その他	735	債務保証損失引当金	5,905
貸倒引当金	△7,533	株主優待引当金	126
		その他	32
固定資産	168,468	固定負債	198,008
有形固定資産	275	長期借入金	30,000
建物	231	長期前受収益	167,944
減価償却累計額	△149	株式給付引当金	64
車両運搬具	55		
減価償却累計額	△34	負債合計	227,919
工具、器具及び備品	445		
減価償却累計額	△277	(純資産の部)	
土地	4	株主資本	144,948
無形固定資産	657	資本金	10,703
ソフトウェア	609	資本剰余金	637
ソフトウェア仮勘定	43	資本準備金	637
その他	3	利益剰余金	133,832
投資その他の資産	167,535	利益準備金	2,055
投資有価証券	138,701	その他利益剰余金	131,777
関係会社株式	2,023	債務保証積立金	107,300
長期貸付金	2,850	繰越利益剰余金	24,477
長期預金	19,000	自己株式	△225
長期前払費用	195	評価・換算差額等	△47
前払年金費用	19	その他有価証券評価差額金	△47
繰延税金資産	4,211	新株予約権	148
その他	535		
資産合計	372,968	純資産合計	145,049
		負債及び純資産合計	372,968

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
収入保証料	45,056	45,203
その他	147	
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	2,547	9,823
貸倒引当金繰入額	185	
給料手当及び賞与	1,704	
賞与引当金繰入額	303	
減価償却費	280	
その他	4,801	
営業利益		35,379
営業外収益		
受取利息	126	1,249
有価証券利息	910	
受取配当金	157	
その他	55	
営業外費用		
支払利息	99	868
支払手数料	752	
その他	17	
経常利益		35,760
特別損失		
投資有価証券売却損	386	518
投資有価証券評価損	131	
税引前当期純利益		35,241
法人税、住民税及び事業税	10,810	10,811
法人税等調整額	1	
当期純利益		24,430

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					債務保証積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,703	637	637	2,055	89,200	24,139	115,394	△243	126,492
当期変動額									
剰余金の配当						△5,991	△5,991		△5,991
債務保証積立金の積立					18,100	△18,100	-		-
当期純利益						24,430	24,430		24,430
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								17	17
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	18,100	338	18,438	17	18,455
当期末残高	10,703	637	637	2,055	107,300	24,477	133,832	△225	144,948

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	388	388	117	126,998
当期変動額				
剰余金の配当				△5,991
債務保証積立金の積立				-
当期純利益				24,430
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				17
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△435	△435	30	△404
当期変動額合計	△435	△435	30	18,051
当期末残高	△47	△47	148	145,049

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～44年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

すべての求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

賞与引当金	従業員への賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額を計上しております。
債務保証損失引当金	債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。 保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。 上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。 すべての保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
株主優待引当金	株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収入保証料	主に、一括にて収受した保証料を前受収益として計上し、保証期間中の各年度において、残債方式（保証債務の想定残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出する方法）により収益計上しております。 その他、各月において保証料を収受するものについては、保証債務の前月末残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出し、各月に収益計上しております。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用に計上し5年間で均等償却しております。
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

7. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 取引の概要

当社は、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含む、以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度242百万円、90,380株、当事業年度224百万円、83,845株であります。

8. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

住宅ローン等に対する保証債務	13,616,023百万円
債務保証損失引当金	5,905 //
差 引	13,610,117百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次の通りであります。

短期金銭債権	21百万円
短期金銭債務	24 //

9. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次の通りであります。

営業取引（支出分） 324百万円

10. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	68,871,790	－	－	68,871,790

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	90,776	27	6,535	84,268

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式がそれぞれ、90,380株、83,845株含まれております。

2. 変動事由の概要

単元未満株式の買取りによる増加 27株
株式給付信託(J-E S O P)の当社株式給付による減少 6,535株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通株式	5,991	87.00	2019年3月31日	2019年6月17日

(注) 2019年6月14日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,542	95.00	2020年3月31日	2020年6月22日

(注) 2020年6月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	30,950	8,330	－	39,280	148
合計		30,950	8,330	－	39,280	148

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

11. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,330百万円
ソフトウェア	106 //
ソフトウェア仮勘定	37 //
再保証料	496 //
投資有価証券評価損	163 //
資産除去債務	13 //
未払事業税	272 //
賞与引当金	92 //
債務保証損失引当金	1,808 //
株主優待引当金	38 //
株式給付引当金	19 //
その他有価証券評価差額金	21 //
新株予約権	45 //
その他	57 //
繰延税金資産 小計	4,503百万円
評価性引当額	△279 //
繰延税金資産 合計	4,224百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△5百万円
その他有価証券評価差額金	△7 //
その他	△0 //
繰延税金負債 合計	△13百万円
繰延税金資産の純額	4,211百万円

12. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

13. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、住宅ローン保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、保証委託者より一括にて前受した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っており、リスクの高い取引は行わない方針であります。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に一括保証料として前受した現金及び預金、保証債務の履行請求により取得する求償債権、有価証券及び投資有価証券であります。また、金融負債は、長期借入金であります。

求償債権は、保証委託者の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券、投資有価証券及び長期貸付金は、主に国債・公債・事業債・株式及び投資信託等であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券等に区分し、保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、経営計画に照らして必要な長期性資金を調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当社は、住宅ローン保証事業につき、審査規程及び保証債務・求償債権管理規程に従い、保証に関する体制を整備しております。

審査業務におきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、審査部において、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の発生低下と求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の発生低下につきましては、提携金融機関と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、保証委託者の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた担保物件の早期処分及び任意売却への誘導を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、格付けの高い債券等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、長期預金及び一部の投資有価証券についても、発行体の信用度は高い投資のみであり、信用リスクによる元本毀損リスクは僅少であります。

(b) 市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い有価証券等の運用資産ならびに求償債権の価値の変動及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクと定めており、資産の主な源泉は住宅ローン保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しや適切な担保不動産処分の励行により、資産の保全、損失の極小化に努めております。

具体的には、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金等の時価ならびに長期借入金の支払金利の動向を日常的に監視し、分析、検証を行い、また、担保不動産処分の状況については、地域毎に担保物件の処分方法(任意売却、不動産競売)、回収期間の分析、検証を行い、それぞれリスク管理委員会へ報告することとしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）を参照ください。
(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	191,595	191,595	—
(2) 求償債権	13,652		
貸倒引当金（※1）	△7,533		
	6,119	6,119	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券			
国債・地方債等	19,193	21,409	2,215
社債	113,642	112,334	△1,308
その他	4,134	4,107	△26
② その他有価証券			
株式	1,201	1,201	—
その他	5,517	5,517	—
(4) 長期貸付金（※2）	3,208	3,208	△0
(5) 長期預金	19,000	18,809	△190
資産計	363,612	364,302	690
(1) 未払法人税等	5,665	5,665	—
(2) 長期借入金	30,000	30,000	—
負債計	35,665	35,665	—

（※1）求償債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 求償債権

求償債権については、担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券、投資信託及び信託受益権は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は次の通りであります。

- ① 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	19,193	21,409	2,215
	社債	7,207	7,260	52
	その他	800	800	0
	小計	27,201	29,470	2,268
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	106,434	105,073	△1,361
	その他	3,334	3,307	△26
	小計	109,768	108,381	△1,387
合計		136,970	137,851	881

- ② その他有価証券の当事業年度中の売却額は4,026百万円であり、売却損の合計額は386百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	66	59	6
	その他	2,212	2,158	53
	小計	2,278	2,217	60
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,135	1,218	△82
	その他	3,304	3,322	△17
	小計	4,440	4,541	△100
合計		6,718	6,758	△39

- ③ 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、「その他有価証券」の株式について、131百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある有価証券の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価のない有価証券については、実質価額が著しく低下した場合に減損処理を行っております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 未払法人税等

未払法人税等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金については、変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (※)	452
組合出資金 (※)	291
子会社株式 (※)	2,023
合計	2,766

(※) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の注記を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	191,595	－	－	－
(2) 求償債権(※)	－	－	－	－
(3) 有価証券及び投資有価証券				
① 満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,520	6,480	7,800	3,250
社債	1,200	28,400	54,110	29,000
その他	1,000	1,900	1,200	－
② その他有価証券				
その他	2,067	896	260	727
(4) 長期貸付金	351	1,190	999	565
(5) 長期預金	－	－	－	19,000
合計	197,734	38,866	64,369	52,543

(※) 求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注5) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	－	－	－	－	－	30,000

14. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

15. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

16. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

17. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,106円50銭
1株当たり当期純利益	355円17銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	354円98銭

(注1) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

1株当たり当期純利益	
損益計算書上の当期純利益	24,430百万円
普通株主に帰属しない金額	— //
普通株式に係る当期純利益	24,430 //
普通株式の期中平均株式数	68,783,481株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

当期純利益調整額	—百万円
普通株式増加数	36,835株
(うち新株予約権)	(36,835株)

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり

当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

—

(注2) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(J-E-S-O-P)に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は87,901株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、83,845株であります。

18. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

19. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

20. その他の注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）では、従業員の勤続年数、資格等級及び退職事由に基づいた一時金又は年金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

② 簡便法を適用した確定給付制度

(a) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金（前払年金費用）の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金（△は前払年金費用）の期首残高	△18百万円
退職給付費用	75 //
制度への拠出額	△76 //
その他	0 //
<u>退職給付引当金（△は前払年金費用）の期末残高</u>	<u>△19百万円</u>

(b) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	796百万円
年金資産	△816 //
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△19百万円</u>

退職給付引当金（△は前払年金費用）	△19百万円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△19百万円</u>

(c) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	75百万円
----------------	-------

(2) ストック・オプション等に関する注記

① ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
営業費用 30百万円

② ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(a) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 13,350株	普通株式 7,390株	普通株式 9,470株
付与日	2014年7月23日	2015年7月22日	2016年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2014年7月24日～ 2044年7月23日	2015年7月23日～ 2045年7月22日	2016年7月21日～ 2046年7月20日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日	2019年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,590株	普通株式 6,740株	普通株式 8,330株
付与日	2017年7月19日	2018年7月18日	2019年7月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年7月20日～ 2047年7月19日	2018年7月19日～ 2048年7月18日	2019年7月18日～ 2049年7月17日

(注)株式数に換算して記載しております。

(b) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年3月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(i) Stock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	6,870	5,210	6,710
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	6,870	5,210	6,710

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日	2019年6月14日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	8,330
失効	—	—	—
権利確定	—	—	8,330
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	5,420	6,740	—
権利確定	—	—	8,330
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	5,420	6,740	8,330

(ii) 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価(円)	2,313	4,274	3,758

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日	2019年6月14日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価(円)	4,352	4,528	3,713

③ 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(a) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(b) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	37.8%
予想残存期間	(注) 2	7.0年
予想配当	(注) 3	87円/株
無リスク利子率	(注) 4	△0.22%

(注) 1. 2012年12月19日から2019年7月8日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 付与対象者の予想在任期間を基に算定しております。

3. 2019年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

④ スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

(3) 資産除去債務に関する注記

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

全国保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 並木健治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井雅也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、全国保証株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2020年5月12日

全国保証株式会社

監査役会

常勤監査役

藤 野

護 ㊦

社外監査役

日 野 正

晴 ㊦

社外監査役

羽 田

靖 ㊦

(注) 監査役目黒謙一氏は、2019年12月2日に逝去により退任いたしました。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、住宅ローン保証会社として強固な財務基盤の構築に必要な内部留保を確保しつつ、経営全般を総合的に勘案のうえ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金95円 総額6,542,779,865円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月22日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

債務保証積立金 17,900,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 17,900,000,000円

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	候補者属性
1	いし かわ えい じ 石 川 英 治	代表取締役社長	再任
2	やま ぐち たかし 山 口 隆	専務取締役業務本部長	再任
3	あお き ゆう いち 青 木 裕 一	常務取締役管理本部長	再任
4	あさ だ けい いち 浅 田 慶 一	取締役営業本部長	再任
5	かみ じょう まさ ひと 上 條 正 仁	取締役	再任 社外 独立
6	なが しま よし ろう 永 島 義 郎	取締役	再任 社外 独立
7	いま ど とも え 今 戸 智 恵		新任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1 再任	いし かわ えい じ 石 川 英 治 (1964年9月20日生)	1990年1月 当社入社 1997年2月 同 横浜支店長 2002年4月 同 管理部長 2002年10月 同 福岡支店長 2003年6月 同 執行役員福岡支店長 2004年10月 同 執行役員総務部長兼社長室長 2005年4月 同 執行役員管理本部長兼関連事業部長 2005年9月 同 執行役員公開準備本部長兼関連事業部長 2006年6月 同 取締役常務執行役員 2006年7月 同 代表取締役社長 2015年3月 同 代表取締役社長管理本部長 2015年6月 同 代表取締役社長 (現任)	44,682株

《取締役候補者とした理由》

石川英治氏は、代表取締役社長として経営の指揮および監督を適切に行い、経営陣のリーダーとして手腕を発揮しております。また、業務執行の責任者である社長を務め、会社における全ての業務執行を指揮・統括し、会社の経営計画遂行に取り組んでおり、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
<p>2</p> <p>再任</p>	<p>やま ぐち たかし 山 口 隆 (1970年1月3日生)</p>	<p>1995年11月 当社入社 2002年4月 同 名古屋支店長 2006年6月 同 執行役員名古屋支店長 2007年4月 同 執行役員本店長 2009年2月 同 執行役員経営企画部長 2010年4月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役 2011年6月 当社取締役業務本部長 2016年6月 同 常務取締役業務本部長 2018年6月 同 専務取締役業務本部長（現任） 2018年12月 株式会社YUTORI債権回収（現 あげぼの債権回収株式会社）代表取締役社長（現任）</p> <p>(当社における担当) 業務本部 (重要な兼職の状況) あげぼの債権回収株式会社代表取締役社長</p>	<p>26,383株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>山口隆氏は、取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、業務本部長として、商品企画・開発および保証審査体制の整備などを通して顧客ニーズへの対応や業務効率化に取り組んでおり、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3 再任	あお き ゆう いち 青 木 裕 一 (1971年9月10日生)	2002年8月 当社入社 2011年6月 同 経営企画部長 2013年6月 同 執行役員経営企画部長 2014年12月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役（現任） 2015年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長 2018年6月 同 常務取締役管理本部長兼経営企画部長 2020年2月 同 常務取締役管理本部長（現任） 東和信用保証株式会社代表取締役社長（現任） (当社における担当) 管理本部 (重要な兼職の状況) 株式会社全国ビジネスパートナー監査役 東和信用保証株式会社代表取締役社長	13,267株
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>青木裕一氏は、取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、管理本部長として、リスク管理制度の高度化および経営資源である人財の有効活用などを通して経営管理の強化に取り組んでおり、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
<p>4</p> <p>再任</p>	<p>あさ だ けい いち 浅 田 慶 一 (1961年8月22日生)</p>	<p>1984年4月 株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行） 入行 2013年7月 株式会社あおぞら銀行執行役員兼関西支店長 2014年4月 同 執行役員ビジネスバンキング本部長 2016年7月 株式会社ジーライオン取締役副社長 株式会社モトーレン阪神取締役副会長 2018年2月 当社入社 執行役員営業本部副本部長 2018年6月 同 取締役営業本部長（現任）</p> <p>(当社における担当) 営業本部</p>	<p>510株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>浅田慶一氏は、取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、営業本部長として、新規取引先の開拓、既存取引先との関係強化および営業担当者の育成などを通して営業基盤の拡大に取り組んでおり、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
5	かみ じょう まさ ひと 上 條 正 仁 (1954年7月12日生)	1977年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2006年6月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役兼常務執行役員営業サポート本部長兼資金証券部担当 2008年6月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員コーポレートビジネス部担当兼法人ソリューション営業部担当兼公共法人部担当 2009年6月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長 株式会社りそなホールディングス執行役員グループ戦略部（埼玉りそな銀行経営管理）担当 2014年4月 株式会社埼玉りそな銀行取締役会長 2015年4月 りそな総合研究所株式会社理事長 2015年6月 伯東株式会社社外取締役（現任） 2016年6月 クラリオン株式会社社外取締役 2018年6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 伯東株式会社社外取締役	245株

《取締役候補者とした理由》

上條正仁氏は、大手金融機関の代表取締役社長を務めるなど、金融および企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する助言、監督をいただいております。以上のことから、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、2018年6月より当社の社外取締役に就任しており、在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約2年となりますが、当社からの独立性を維持していることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
<p>6</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>なが しま よし ろう 永 島 義 郎 (1952年4月7日生)</p>	<p>1975年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2002年5月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 虎ノ門支社長 2004年6月 東京ダイヤモンド再生・債権回収株式会社（現 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社）代 表取締役社長 2005年10月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社代表 取締役副社長 2009年6月 日本カーバイド工業株式会社常勤監査役 2016年6月 株式会社カナデン社外取締役（現任） 2018年6月 当社社外取締役（現任） 2018年12月 株式会社YUTORI債権回収（現 あげぼの債 権回収株式会社）監査役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社カナデン社外取締役 あげぼの債権回収株式会社監査役</p>	<p>234株</p>

《取締役候補者とした理由》

永島義郎氏は、事業会社の取締役・監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する助言、監督をいただいております。以上のことから、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、2018年6月より当社の社外取締役に就任しており、在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約2年となりますが、当社からの独立性を維持していることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
7 新任 社外 独立	いま ども え 今 戸 智 恵 (1975年3月3日生)	2003年10月 弁護士登録 森・濱田松本法律事務所入所 2008年4月 外務省入省 国際法局経済条約課 課長補佐 2010年7月 奥野総合法律事務所入所 2019年1月 三浦法律事務所入所パートナー弁護士（現任） 2019年7月 ワンビ株式会社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 三浦法律事務所パートナー弁護士 ワンビ株式会社社外監査役	0株

《取締役候補者とした理由》

今戸智恵氏は、法律事務所に長年従事され、弁護士として豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験と見識を当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等に生かしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が図れるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上條正仁氏、永島義郎氏および今戸智恵氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役との責任限定契約について
当社は有能な取締役を迎えられるよう、また期待される役割を充分発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で取締役としての任務を怠ったことによる当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を、会社法第427条第1項に基づき、当社定款に定めております。
これにより、当社は、上條正仁氏および永島義郎氏との間で上記契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記契約を継続する予定であります。また、今戸智恵氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同契約を締結する予定であります。上記契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、200万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度とするものであります。
4. 永島義郎氏は、2009年6月から2016年6月までの7年間、日本カーバイド工業株式会社の監査役に就任しておりましたが、同社は連結子会社における不適切な会計処理があったことから、2016年12月に2012年3月期（第2四半期）から2017年3月期（第1四半期）までの過年度決算訂正を行っております。同氏は、同社子会社による不適切な会計処理が発覚するまでその事実を認識しておりませんでした。従前より同社において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行ってまいりました。
5. 永島義郎氏は、当社の子会社であるあけぼの債権回収株式会社の監査役（現任）であります。
6. 当社は、上條正仁氏および永島義郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。また、今戸智恵氏の選任が承認された場合、同氏についても同様に独立役員として届出を行う予定であります。
7. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、全国保証役員持株会における本人の持分を含めております。

第3号議案

監査役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役全員（3名）は任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

【参考】監査役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	ふじのまもる 藤野 護	常勤監査役	再任
2	さとうたかふみ 佐藤 隆文		新任 社外 独立
3	すずきひでひこ 鈴木 秀彦		新任 社外 独立
4	いたがきえり 板垣 絵里		新任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
<p>1</p> <p>再任</p>	<p>ふじのまもる 藤野護 (1956年9月24日生)</p>	<p>1980年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>2007年3月 株式会社みずほ銀行 参事役 オエノンホールディングス株式会社出向 常勤監査役 兼 合同酒精株式会社出向 監査役</p> <p>2009年3月 みずほキャピタル株式会社出向 常勤監査役</p> <p>2012年7月 株式会社ジャパンイマジネーション入社 管理本部長</p> <p>2013年4月 同 執行役員管理本部長</p> <p>2014年7月 みずほビジネスパートナー株式会社入社 人事総務部 担当部長</p> <p>2015年4月 当社入社 参事</p> <p>2015年6月 同 常勤監査役（現任）</p>	<p>2,573株</p>
<p>《監査役候補者とした理由》</p> <p>藤野護氏は、長年にわたり大手金融機関および事業会社の監査役や監査部門の要職を歴任するなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、常勤監査役として取締役の職務執行に関する監査機能を発揮しております。引き続き、当社のコンプライアンス・内部統制の整備に貢献することができるかと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
2 新任 社外 独立	佐藤隆文 (1950年5月7日生)	1973年4月 大蔵省（現 財務省）入省 1993年8月 同 主計局主計官 1996年7月 同 銀行局特別金融課長 1997年7月 同 銀行局総務課長 1998年6月 金融監督庁（現 金融庁）長官官房総務課長 1999年7月 名古屋大学教授（経済学部附属国際経済動態研究センター） 2001年7月 金融庁総務企画局審議官 2002年7月 同 検査局長 2004年7月 同 監督局長 2007年7月 金融庁長官 2010年4月 一橋大学大学院商学研究科教授 2013年6月 東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）理事長	0株

《監査役候補者とした理由》

佐藤隆文氏は、大蔵省（現 財務省）・金融庁に長年従事され、金融庁長官等の要職を歴任するなど豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験と見識を経営監査機能の強化に生かしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が図れるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、会社経営に関与したことがありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
<p style="text-align: center;">3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 新任 社外 独立 </div>	<p style="text-align: center;"> 鈴 木 秀 彦 (1954年4月30日生) </p>	<p>1973年4月 大蔵省（現 財務省）入省 1996年7月 同 大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官 1999年7月 金融監督庁（現 金融庁）検査部検査総括課金融証券検査官（第一部門） 2004年7月 金融庁検査局総務課特別検査官（第一部門） 2006年7月 同 総務課統括検査官（第四部門） 2007年7月 財務省関東財務局理財部検査監理官 2010年7月 金融庁検査局審査課審査企画官 2011年7月 同 総務課統括検査官（第十五部門） 同 総務課検査副監理官 同 監督局保険課保険モニタリング管理官 2012年6月 社の都信用金庫常務理事</p>	<p>0株</p>
<p>《監査役候補者とした理由》</p> <p>鈴木秀彦氏は、大蔵省（現 財務省）・金融庁の要職および金融機関の常務理事を歴任するなど豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験と見識を経営監査機能の強化に生かしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が図れるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
4	いた がき え り 板 垣 絵 里 (1960年9月22日生)	1983年4月 住友商事株式会社入社 1988年2月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入社 1989年8月 アンダーセンコンサルティングの分離によりアーサーアンダーセン(現 有限責任あずさ監査法人)に所属変更 1995年1月 公認会計士・税理士板垣総合事務所入所 1996年4月 同 副所長(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士板垣総合事務所副所長	0株

《監査役候補者とした理由》

板垣絵里氏は、大手監査法人および公認会計士・税理士事務所に長年従事され、会計分野における豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験と見識を経営監査機能の強化に生かしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が図れるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、会社経営に関与したことがありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤隆文氏、鈴木秀彦氏および板垣絵里氏は社外監査役候補者であります。
3. 監査役との責任限定契約について

当社は有能な監査役を迎えられるよう、また期待される役割を充分発揮できるよう、監査役との間で監査役としての任務を怠ったことによる当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を、会社法第427条第1項に基づき、当社定款に定めております。

これにより、当社は、本定時株主総会において、佐藤隆文氏、鈴木秀彦氏および板垣絵里氏の選任が承認された場合、3氏との間で上記契約を締結する予定であります。上記契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、200万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度とするものであります。

4. 当社は、佐藤隆文氏、鈴木秀彦氏および板垣絵里氏の選任が承認された場合、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。
5. 監査役候補者の所有する当社の株式の数には、全国保証役員持株会における本人の持分を含めております。

以 上

